

# 独立行政法人国立公文書館における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討方針

平成29年3月31日  
館長決定

独立行政法人国立公文書館（以下、「館」という。）は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討方針を次のように定める。

## 1 総則

### (1) 目的

本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (2) 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

## 2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定を行うとき
- (2) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

### 3 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
  - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
  - ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
- (3) 対象事業の例外  
次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
  - イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
  - ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
  - ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
  - ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

### 4 PPP/PFI 手法の選択及び公表

対象事業については、原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に分離・分割発注を行う場合においては、その理由を公表するものとする。なお、対象事業について包括的民間委託方式以外の PPP/PFI 手法を導入する場合においては詳細に検討を行ったうえ、その結果を公表するものとする。

### 5 方針の見直し

本方針の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。